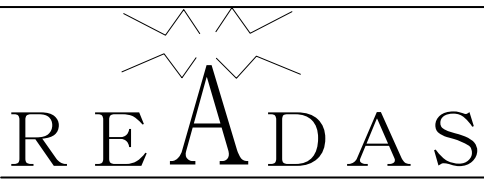


第 5715 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月22日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 積立 NISA

**Q**：今年の税制改正で、積立NISAが創設されたとか。どのような内容のものなのですか？

**A**：次のようなものです。

### 【解説】

平成29年度の税制改正では、いわゆるNISAの更なる普及のため、積立NISAが創設され、NISAと選択適用できることとなりました。

積立NISAは、次のような内容になっています。

- ①年間の投資上限額  
40万円（NISAは120万円）
- ②非課税期間  
20年間（NISAは5年間）  
口座内で生じた配当所得及び譲渡所得が非課税
- ③口座開設可能期間  
20年間（NISAは10年間）
- ④投資対象商品  
公社債投資信託以外の証券投資信託のうち受益権が上場されているもの又は受益権の募集が公募により行われたものに限定「公募等株式投資信託」（NISAは上場株式・公募株式投資信託等）
- ⑤投資方法  
あらかじめ締結した契約に基づいて定期・定額で積み立てたものに限定（NISAは制限なし）  
積立NISAは、平成29年分以後の所得税から適用されます。

